

議案第146号

地下鉄運行中の事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

地下鉄運行中の事故による損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年6月1日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市城南区 [REDACTED] [REDACTED]	586,263円

2 事件の概要

- (1) 令和2年1月21日午前9時頃、交通局運輸部橋本乗務事務所所属の乗務員が、地下鉄七隈線渡辺通駅に進入中に緊急停止していた列車を手動により発車させた際、誤って非常ブレーキを作動させたため、当該列車に揺れが生じ、当該列車に乗車していた相手方 [REDACTED] 氏を負傷させ、損害を与えた。
- (2) 本市は、相手方の治療が長期にわたることが見込まれたことから、同人の治療費、休業損害等について、損害賠償の内払いを行った。
- (3) 令和2年3月、相手方の症状が固定したことから、本市は、同人と協議を行い、上記の損害賠償額で同意を得たものである。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月15日

福岡市長 高島宗一郎